

令和2年度 甲府市における PPP/PFI 民間提案活用に関する調査検討

支援業務

報告書概要版

令和3年 3月



## 目次

<b>第1章 甲府市における対象案件の事業化、事業者選定に向けたシナリオ・手順フロー図等の検討支援</b> .....	<b>1</b>
1. 甲府市の民間活用検討の取組み .....	1
2. 甲府市農業センター再構築における民間提案を受けての事業化に向けたプロセス・体制の整理 .....	1
<b>第2章 甲府市が行う民間提案に関する一連の公募手続きに対する支援</b> .....	<b>2</b>
1. 甲府市農業センター再構築に向けた事業方針検討に対する支援 .....	2
2. 民間事業者のアイデア・ノウハウを引き出すための支援（民間事業者への意向確認） .....	4
2-1 民間事業者への意向確認の目的 .....	4
2-3 民間事業者への意向確認 .....	4
2-4 民間事業者の意向を踏まえた新農業センター再整備の前提について .....	5
3. 募集要領案の作成に対する支援 .....	6
3-1 民間提案募集の目的整理 .....	6
3-2 公募条件策定にあたってのポイント .....	6
3-3 公募条件整理 .....	7
4. 民間提案公募に向けての課題 .....	8
4-1 PFI法6条に基づく民間提案を目指す場合の課題 .....	8
4-2 PFI法6条に基づく民間提案に留まらない官民連携の模索 .....	9
<b>第3章 民間提案の普及拡大方策の検討</b> .....	<b>9</b>
1. 支援を通じて得られた知見の整理 .....	9
1-1 公共が想定する事業方針（基本構想）、事業計画（基本計画）の明確化 .....	9
1-2 民間事業者との継続的な対話 .....	10
1-3 民間提案に向けての事業者間のチームアップ支援 .....	10
2. 普及拡大方策の検討 .....	10
2-1 民間事業者にとってのメリットの発信 .....	10
2-2 公共にとってのメリットに対する理解促進 .....	10

# 第1章 甲府市における対象案件の事業化、事業者選定に向けたシナリオ・手順フロー図等の検討支援

## 1. 甲府市の民間活用検討の取組み

甲府市の財政は厳しい状況にあり、今後も進展する少子高齢化社会、複雑多様化する市民ニーズ、及びAIやIOTがもたらす技術革新等の急速な社会状況の変化に対応していくために、多様な主体と連携した行政サービスの更なる効率化、財政基盤の確立が急務である。

このような状況を背景に、平成28年3月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定した「甲府市公共施設等総合管理計画」では、PPP/PFI等の民間活力の導入により、事業の効率化と市民サービスの向上を図る旨を明文化している。また、平成29年3月には、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討する仕組みを定めた「甲府市PPP/PFI手法導入検討方針」及び「甲府市PFI活用指針」を策定し、これらの策定内容を踏まえて、平成30年6月に「民力活用に関する基本方針」を改訂した。また令和元年7月には、持続可能な行財政運営に向けた公共施設等マネジメントを推進するための取組みを明らかにした、「甲府市公共施設再配置計画」を策定し、民間事業者との連携による、施設の管理運営等の効率化を図ることを基本方針に定めた。これを受け、令和2年には、各資産所管課が策定する各施設の個別方針の検討において、積極的かつ円滑な民間活力の導入が図られるよう、「甲府市公共施設等マネジメントにおけるPPP導入ガイドライン（以下「ガイドライン」とする。）」が策定された。

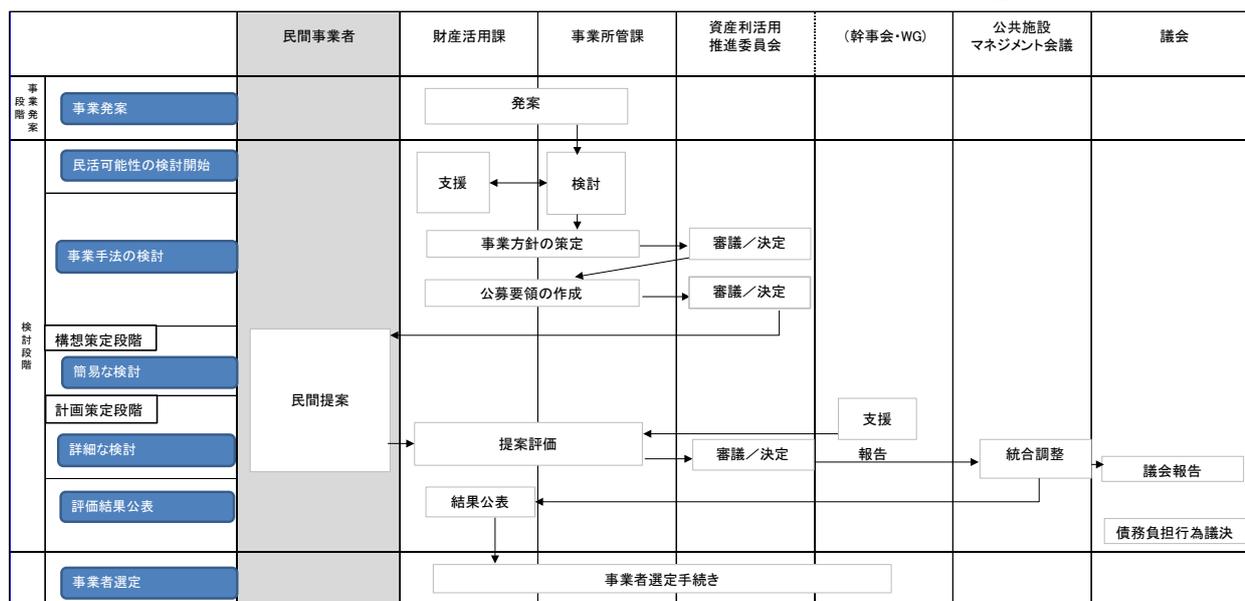
## 2. 甲府市農業センター再構築における民間提案を受けての事業化に向けたプロセス・体制の整理

PFI法6条提案の民間提案を受付ける過程（図表1）を、甲府市のガイドラインによる推進体制に組み込むと、庁内体制・検討プロセスは図表2の通りとなる。

図表 1 PFI法に基づく民間提案制度



図表 2 PFI6条提案の募集・評価等に係る庁内体制・検討プロセス



## 第2章 甲府市が行う民間提案に関する一連の公募手続きに対する支援

### 1. 甲府市農業センター再構築に向けた事業方針検討に対する支援

#### 1) 新農業センターの役割と支援内容

新農業センターは、市農業が抱える課題の解決を図り、市農業が目指すべき姿『まちと地域が共生する「魅力ある農業都市」』を実現するための推進拠点として、次の役割を担うことを目指している。

図表 3 新農業センターの役割

①就農者の確保・育成	④スマート農業の推進	⑦経営支援（資金・設備支援）
②援農人材の確保・育成	⑤販売活動支援	⑧優良農地の再生と活用
③経営継承支援	⑥生産支援	⑨営農意欲の保持

#### 2) 計画地概要及び施設構成等

##### ア. 新農業センター計画地概要

新農業センターの計画地候補は、現農業センター敷地とその付属施設である小曲圃場、及び小曲圃場に隣接する衛生センター跡地となる。位置図等は以下の通りとなる。

図表 4 新農業センター計画地概要

現農業センター位置図	小曲圃場及び衛生センター位置図
現農業センター 敷地面積：15,863.20 m <sup>2</sup>	小曲圃場 敷地面積：74,015.52 m <sup>2</sup> 衛生センター 敷地面積：14,742.00 m <sup>2</sup>

#### イ. 新農業センター施設構成

新農業センター施設は、次の施設の再整備を計画している。なお、シェアハウス及び研修所は民間施設として新規に整備する予定である。

図表 5 新農業センター施設構成

備考	施設名
公共施設（再整備）	事務棟、倉庫、温室、パイプハウス、露地圃場、駐車場
民間施設（新規整備）	シェアハウス、研修所

#### 3) 新農業センター整備の事業費

新農業センターの整備にあたっての現時点での事業費想定は以下のとおりである。現農業センター施設の解体、前項の再整備対象施設の設計・建設、竣工後の施設及び外構の維持管理、そして新農業センターの役割を果たすうえでの運営に対し財政支出をとまなう。

図表 6 農業センター事業費

項目	事業費（千円）
<b>設計・建設</b>	
解体費	46,461
設計費（実施設計・基本設計）	8,250
建設費	165,000
<b>維持管理（年間）</b>	
維持管理委託費（農業センター）	873
維持管理委託費（小曲圃場）	467
<b>運営（年間）</b>	
人件費	85,561
光熱水費（農業センター）	1,485
光熱水費（小曲圃場）	31
使用料・賃借料	383

#### 4) 民間ノウハウへの期待

新農業センターでの支援内容は、現農業センターにおいて行ってきた支援の単なる延長線上になく、より広範で高度かつ専門的なものとなっており、支援にあたり民間のノウハウに期待するところである。民間ノウハウに

期待する事項については、図表 7 に示す。

**図表 7 民間ノウハウに期待する事項**

①	既存施設の解体、新施設の設計・建設及び維持管理の効率的・効果的な実施
②	稼ぐ農業を実践できる人材の確保と育成（就農者の確保・育成）
③	人材のマッチング（援農人材とそれを必要とする農業者、後継者のいない農業者と新規就農者等）
④	農業分野に係るロボット技術・情報通信技術（ICT・IOT）等の技術提供
⑤	情報通信技術（ICT・IOT）や独自のネットワークを活用した新規販路開拓支援
⑥	農業支援との連携を前提とした余剰地の利活用
⑦	①から⑥の実施における財政負担の縮減

## 2. 民間事業者のアイデア・ノウハウを引き出すための支援（民間事業者への意向確認）

### 2-1 民間事業者への意向確認の目的

本調査において民間企業へ意向確認を行う目的は、次の 3 点である

- 目的 1：民間ノウハウ活用の可能性についての確認
- 目的 2：適切な事業範囲の設定
- 目的 3：民間提案の募集要領作成に向けた要件の確認

### 2-3 民間事業者への意向確認

#### (1) 意向確認の対象企業

**図表 8 意向確認対象企業**

分野	会社名	選定理由
PFI 事業者	鹿島建設(株)	PPP/PFI の代表企業実績に加え、植物工場整備などアグリビジネスの実績が複数あるため。
	清水建設(株)	PPP/PFI の代表企業実績に加え、農業に対するソリューションビジネスを行う会社の設立を行っているため。
	大成建設(株)	PPP/PFI の代表企業実績に加え、アグリビジネスに関するコンサルティング等の実績もあるため。
運営会社	(一社)アグリフューチャー ジャパン	農業経営に関する知識の習得や実務経験が積める日本農業経営大学の経営を行い、就農人材に対する育成・支援を行っているため。
	(株)オプティム	農業が安定的な産業となることを目指し、テクノロジーを活用した経営支援を実施しているため。
	(特非)日本プロ農業 総合支援機構	就農者を支援することを目的に、研修等を通じた人材育成、販売支援、事業化支援等を実施しているため。

#### (2) 意向確認の内容と結果

**図表 9 意向確認内容と結果の概要**

1 新農業センターの整備及び公有財産活用について	
①	公有財産利活用パターンと公民連携手法案についてメリット・デメリットについて。
	・【PFI事業者】小曲圃場は、交通環境などの立地のポテンシャルについての評価があった。 ・【PFI事業者】現農業センターは、法的な規制が少なく活用が進めやすい点が評価された。
②	他社とのネットワークも含めて、提供が可能なノウハウ・アイデアについて。
	・【PFI事業者】市が目指す方向性の支援は、ソフト面も含めてネットワークを活用することで可能。 ・【PFI事業者】具体的な実績としては、植物工場整備の実績あり。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【運営事業者】農業経営に係る通信講座やセミナー講師派遣、農業者からの相談対応といった支援業務は対応可能。</li> <li>・【運営事業者】自社だけで対応できないニーズについては、他社等とのネットワーク活用が可能。</li> <li>・【運営事業者】・スマート農業については、手段論が先行しているように見えるため、まず甲府市農業の課題と対応策を整理するべき。</li> </ul>
③	甲府市が負担すべき事項（資産所有、サービス対価の支払い等）や、農業者等のサービス利用者が負担すべき事項について。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【PFI事業者】事業化の見込みは、市想定する事業の方向性、事業スキーム及び民間事業者が担う内容に寄る。</li> <li>・【運営事業者】通信講座において、既存のパッケージ内ならば、通常の授業料で対応できるが、甲府市独自のメニューとなると予算手当が必要。</li> <li>・【運営事業者】（PFI事業として）甲府市農業センター内に事務局を設置して職員が常駐することは難しい。</li> <li>・甲府市、現場の職員も含めてスキルアップしていく必要がある。</li> </ul>
④	公有財産利活用事業を実施する場合、どのような民間収益事業が考えられるか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【PFI事業者】小曲圃場は交通利便性が高い。</li> <li>・【PFI事業者】農業用途以外では、物流拠点や道の駅の可能性についての意見があった。ただし植物工場の拠点としては、都心まで距離があることから望ましくない。</li> <li>・【PFI事業者】インキュベーション施設については可能性として挙がる一方で、6次産業化施設は難しいとの意見であった。</li> <li>・【PFI事業者】現農業センター用地は、集客が難しく、活用も難しいとの事であった。</li> </ul>
⑤	本事業で想定される、特有のリスク事項について。
	【PFI事業者】民間収益事業についての課題点として生産を事業者自身で行うこと、生産した物の売り先確保（販売ルート）
2. PFI事業としての見込みについて	
①	本事業において、考慮しておくべき事柄や提示すべき情報について。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【PFI事業者】事業規模として、PFI事業として参加する意向はない。</li> <li>・【運営事業者】これまでPFI事業に参画経験はないが、代表企業等から声がかかれば、参加を検討することは可能。</li> <li>・【運営事業者】農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化するため、PFI業務として15～20年の長期で業務を規定するよりは、ニーズに応じて業務を適切に入れ替えられる柔軟な形とし、ゆるやかな官民連携とすることが望ましい。</li> </ul>
3. PFI法第6条に基づく民間提案制度の活用について	
①	民間提案への参加に対するご意向。
	・【PFI事業者】民間提案への参加意向はなし。
②	民間事業者からの提案に基づき事業化を進める際には、提案者へ加点等のインセンティブについて。
	・【PFI事業者】インセンティブについては、妥当性の判断が難しい。

#### 2-4 民間事業者の意向を踏まえた新農業センター再整備の前提について

本事業の事業規模は建設費で約2億円となっており、PFI事業として事業者の参画が期待できる規模と

しては不足している。その他、魅力的な付帯事業が可能な事業条件にないこともあり、民間事業者は参画を希望しないことが想定される。

これら課題を解決するためには、農業センターを単体施設として整備するのではなく、他の公共施設との合築化することにより事業規模を拡大することや、農地法上の制約等をクリアし公有財産活用の幅を広げていく必要がある。しかし、これは市の公共施設マネジメントの全体方針に関わるため検討に一定の期間を要し、そのうえで庁内の合意が必要となる。そこで、本支援ではあくまで、意向確認時の事業内容を前提に、農業センターの建替えをPFI事業として行うことで取りまとめを行う。

### 3. 募集要領案の作成に対する支援

#### 3-1 民間提案募集の目的整理

本事業は、昨今の厳しい環境と著しい技術革新におかれた農業者を支援するものであり、これまでの市の発想を超えた支援が求められているため、支援内容及び業務水準を市が設定することが困難である。そのため、民間事業者に自らのノウハウを発揮しやすいPFI事業の事業スキーム等事業条件を検討してもらうため、PFI法6条の民間提案制度を活用することが考えられる。そこで、民間提案制度活用の主旨を踏まえ、以下の点を募集の目的として明示する。

図表 10 民間提案募集の目的

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間のアイデア・ノウハウを発揮しやすい業務内容・事業スキーム等、事業条件に係る情報を得ること</li> <li>• 当該事業条件に沿って事業を実施した場合の財政負担削減の可能性の情報を得ること</li> </ul>
--

#### 3-2 公募条件策定にあたってのポイント

##### (1) 民間事業者に期待する役割の明確化

民間提案を公募するにあたっては、市の抱える課題に対して民間事業者に期待する役割をより明確に提示し、提案していただきやすい事業とする必要がある。そのため、募集要領には、施設整備及び余剰地活用も含め、民間事業者に期待する役割を図表11のとおり示すこととする。

図表 11 民間事業者に期待する役割

本市の課題		本事業にあたり民間事業者に期待する役割
就農者の支援	就農人材の確保・育成	① 稼ぐ農業を実践できる人材の確保と育成 ② 人材のマッチング（援農人材とそれを必要とする農業者、後継者のいない農業者と新規就農者等）
	就農者の経営支援	③ 経営効率化支援 ④ 新規販路開拓支援
公有財産の効率的な整備・活用		⑤ 既存施設の解体、新施設の設計・建設及び維持管理の効率的・効果的な実施 ⑥ 農業支援との連携を前提とした公有財産の利活用
備考		・経営支援においては、ロボット技術や情報通信技術（ICT・IOT）等の技術提供を期待する。 ・事業の実施においては、市と一体となって推進していく体制を想定する。

## (2) 民間事業者のネットワークの活用

PFI事業者、運営事業者ともに、新農業センターが目指す役割に対して、概ねノウハウの提供が可能という意見であった。ただし、新農業センターで目指す役割は多岐に及んでおり、単独の事業者で役割を果たすことは難しいと考えられる。

他の企業とのネットワークを活かすことでサービスを提供できるとする事業者が複数いたことも踏まえ、運営業務の体制については民間事業者からの意見を引き出せるよう、募集要領の「民間事業者に求める提案」において、民間事業者として提供できるサービス、関与できる範囲を明確に示すとともに、想定される推進体制について提案を求める要件とした。

## (3) 事業範囲及び対象候補地の整理

民間事業者からの意見及び事業条件等を踏まえると、農業センターの建替えについては、施設建設の制約が比較的少ない現農業センター跡地が望ましく、公有財産活用については、交通利便性の高い小曲圃場及び衛生センター用地が望ましいという意見が複数聞かれた。ただし、小曲圃場については、民間収益事業等を行うにはいくつかの制限があることから、活用が難しいことが想定される。

この結果を踏まえ、本事業は、現農業センター跡地で新農業センターを整備すること主として、現農業センター及び小曲圃場の余剰地活用については、事業には含めずに任意の提案事項にすることとした。

### 3-3 公募条件整理

#### (2) 項目別の設定案について

##### 1) 「事業者選定に係る民間提案の取り扱い」について

本事業への参加が想定される民間事業者は、施設整備・維持管理を主に行うPFI事業者と、運営面において市が求める多様な役割を担う運営事業者のコンソーシアムになる事が想定されるが、各事業者に期待される役割は異なる。また、事業者募集の際に、提案が採用された共同事業体のPFI事業者と運営事業者が、別々の企業体として応募することも想定される。本事業で想定される多様なケースに対応するために、インセンティブを付与する対象と、そのインセンティブ内容となる加点内容は定めすぎない条件とする。

##### 2) 「提案書類の記載内容」について

民間事業者が提出する提案書についての内容及び提出方法について記載する。市が民間事業者に求める提案内容については、以下の通り設定した。

図表 12 民間事業者に求める提案

提案要求項目	想定される内容
事業全体に関する提案	事業コンセプト、事業方針
新農業センターに対する提案	業務内容、事業対象地、事業スキーム、事業スケジュール その他
事業費に対する提案書	
民間収益事業に対する提案（任意）	事業内容、事業対象地、事業スキーム、事業スケジュール その他

##### 3) 「提案内容の評価の視点」について

民間事業者の提案書を、市がどのような視点で評価するかについて記載する。以上の方針を踏まえて、民

間提案に関する募集要領案については、別添資料 2 のとおり示す。

#### 4. 民間提案公募に向けての課題

##### 4-1 PFI法6条に基づく民間提案を目指す場合の課題

###### (1) 現行の条件を前提とした募集の場合

###### 課題 1：基本計画の策定

本支援のなかで整理した新農業センターの事業概要は基本構想レベルであるため、次のステップとして、基本計画を構成する施設計画（導入機能に即した諸室・設備構成、規模等）及び維持管理・運営計画（導入機能・新農業センターの役割を踏まえた業務内容と人員配置等）を検討することが必要となる。

###### 課題 2：概算事業費の設定

本支援のなかで整理した事業費、特に維持管理・運営費は、現在の農業センターの経費が前提となっているため、基本計画に基づく新しい機能・サービスを市直営で実施する場合に要する費用を改めて積算することが必要となる。

###### 課題 3：新農業センターが目指す役割に係る民間事業者の理解促進

民間事業者の理解を促すためには、市と民間事業者の丁寧なコミュニケーションが重要である。より広く情報発信するとともに対話を重ねていくことが望まれる。そのためには、県が主催する地域プラットフォームを活用し、本事業について情報発信し官民対話を実施することや、事業所管課が市HP上で参加者を募集したうえでサウンディングを実施することも有効である。

###### 課題 4：事業者間のチームアップ支援

本事業の事業化の際には、複数の民間事業者でコンソーシアムを組成し参画することが必要となり、これは民間提案を求める場合も同様で、民間事業者は事業参画を見据えたチームアップを要する。本事業の運営事業者の多くは、これまでPFI事業に参画した実績を持たないことが想定されることから、市は、民間事業者が本事業への参画のためのチームアップが可能な情報提供や場の設定等の支援が求められる。

そのため、市は事前に先述の県PFを活用したオープン型の官民対話や事業所管課によるサウンディングを通じ、参加者名簿の公開による本事業に関心のある事業者情報の提供や実際の交流の機会を提供することが必要である。

###### 課題 5：募集スケジュールの整理

課題1から課題 4 への対応を踏まえた大枠のスケジュールは以下の通り想定される。

図表 13 今後のスケジュール案

スケジュール	検討・実施事項
令和 3 年度	民間提案に向けて詳細検討と民間事業者の理解促進
令和 4 年度	民間提案公募
令和 5 年度	事業者選定
令和 6 年度	設計・建設
令和 7 年度	供用開始

## (2) 事業条件を見直すことを想定した場合の課題

### 課題 1：公共施設の規模の拡充

PFI事業として成立し、民間事業者の参画が期待できる事業として仕立てるためには、相応の事業規模とすることが必要である。そのためには、市の「公共施設再配置計画」に基づき、農業センターと親和性のある他の公共施設との合築やバンドリングを図るなど、事業範囲・規模の拡大の検討が求められる。

### 課題 2：農地規制の見直し

小曲圃場は農振法に基づく農用地区域として定められていることから、余剰地活用を図る場合は農業関連施設に限定され、当該用地の立地ポテンシャルを活かす民間のアイデア・ノウハウ発揮が制限される懸念がある。意向確認で例示された利活用の方向性として、農産物の物流拠点施設や販売所（道の駅）、インキュベーション施設などのアイデアが事業化につなげるためには、農地規制の見直しも必要となる。

## 4-2 PFI法6条に基づく民間提案に留まらない官民連携の模索

民間事業者への意向確認においては、本事業の規模ではPFI法6条に基づく民間提案はもとより事業参画も難しい旨が確認された。しかし、新農業センターの運営においては、運営事業者によるこれまでの事業実績に基づき、ノウハウ・アイデアの発揮が可能との意見が聞かれた。

そこで、新農業センターの施設整備及び維持管理は従来方式で実施し、運営において民間事業者との連携を図ることも考えられる。

特に、「就農者の確保・育成」、「援農人材の確保・育成及び経営継承」といった業務について、民間事業者からはノウハウ提供が可能との声があった。引き続き、民間事業者との対話等を通じ、官民連携の可能性について探ることが必要と考えられる。

また、「スマート農業の推進」についても、民間事業者のノウハウ発揮を多いに期待できる業務であり、実際に、ノウハウ提供が可能であることを確認している。但し、民間事業者からはスマート農業という手段が目的化することを懸念する指摘もみられた。こうした指摘を受け、改めて官民で目指す方向性を共有するためにも、引き続き官民対話を通じた連携の可能性を追求することが必要である。

なお、小曲圃場の余剰地活用については、引き続き農用地として活用するのか、将来的な立地ポテンシャル向上を見据え用途変更をするのか、改めて庁内全体で方向性を検討することも有用であろう。その上で、新農業センター整備とは別事業として、公有地利活用事業として衛生センター跡地（施設も含む）活用も合わせ実施することが考えられる。

## 第3章 民間提案の普及拡大方策の検討

---

### 1. 支援を通じて得られた知見の整理

#### 1-1 公共が想定する事業方針（基本構想）、事業計画（基本計画）の明確化

PFI事業（特定事業）への参画を企図する民間事業者は、当該事業に係る事業コンセプト、PFIで実施する際の事業スキーム等、及び当該事業を従来型で実施した場合の事業費（PSC）とPFIで実施した場合の事業費（PFI-LCC）の比較（VFM）等の提案ができることとなっている。これは、公共に替わって、民間事業者が自らのノウハウを発揮しやすいPFI事業の事業スキーム等事業条件を検討するものであり、検討にあたっては、公共が検討している当該事業の基本構想・基本計画が前提となる。

民間提案を求める場合、公共は自らの事業方針（構想）・計画は不要であり、全て民間に任せることが

可能と捉えがちであるため、改めて、公共には自らが想定する事業方針（基本構想）及び事業計画（基本計画）を明確化する必要があることへの理解が求められる。

## 1-2 民間事業者との継続的な対話

より良い民間提案を引き出すには、公共側においても、当該事業にいかなる民間ノウハウの活用が可能かを事前にある程度把握しておくことが望ましい。期待するノウハウを民間側が持ち合わせていない、あるいは活用するには公共側のコスト負担が大きい場合も想定され、本支援先のように、これまでの支援の延長にはない、より広範で高度かつ専門的な公共サービス提供を目指す場合はその懸念が大きい。

こういった点を鑑みると、公共と民間事業者との間で継続的な対話が求められる。

## 1-3 民間提案に向けての事業者間のチームアップ支援

公共は、これまでの公共サービスに見られない、より広範で高度かつ専門的な公共サービス提供をPFI事業により目指す場合には、民間事業者が事業への参画のためのチームアップが可能な情報提供や場の設定等の後押しが必要である。

こうした支援が必要であるのは、民間提案を求める場合も同様である。そのため、地域プラットフォームを活用したオープン型の官民対話や個別のマーケットサウンディングを通じ、参加者名簿の公開による当該事業に関心のある事業者情報の提供や実際の交流の機会を提供することが考えられる。

## 2. 普及拡大方策の検討

### 2-1 民間事業者にとってのメリットの発信

民間提案への参加者を増やす観点から、民間提案参加が民間事業者にとってメリットとなる以下の点を積極的に発信していくことが必要であろう。

PFI法6条に基づく民間提案は公共に替わって、民間事業者が自らのノウハウを発揮しやすいPFI事業の事業スキーム等事業条件を検討するものであり、提案が採用された際には、事業者選定時の発注条件が自らのノウハウを発揮しやすい事業内容・事業条件となる（評価結果によっては部分的な採用の場合もある）。そのため、事業者選定においては、たとえインセンティブ付与がなかったとしても民間提案の提案者（採用者）にとって有利となる。民間提案に参加することで、こうした優位な立場に立ち得る可能性が広がる点はメリットとして挙げられる。

### 2-2 公共にとってのメリットに対する理解促進

公共が発案事業をPFIで実施しようとする場合、その導入の可能性について、事業スキームの検討やVFMの算定、民間事業者の参画の可能性等、様々な項目の検討を行うこととなる。その検討にコンサルタントを活用する場合もあるが、庁内においてその検討を実施する場合は、事業所管課が主体となり実施し制度所管課が支援するなど、相応の事務負担とノウハウを要する。こうした事情がPFIの案件形成の制約要因となっていると言えるであろう。

PFI法6条に基づく民間提案は、そうした庁内による検討を民間事業者が実施し提案するものであり、公共にとっては効率的に検討結果を把握し得ることができ、PFI案件形成を後押しすることにつながる。こうしたメリットへの理解が公共側に広がるのが、同法に基づく民間提案普及拡大につながるものと考えられる。